西九條書院書目 四番

内閣文庫
和書
類
三二五九號
三九二冊
一五二函一四架

内閣文庫
番號 和 32569
冊數 394 (203)
函號 152 121

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

明和元甲申年閏十二月十六日

大御番組頭岩屋馬之丞視養子

御書院番武田紙右衛門組 三百俵 富永仙八郎 亡之

後岩右

明和三丙戌年 本川の名字と道選

り名字名対馬十二月 百石まで 附服

三と称る

明和七寅年八月 百俵 岩右衛門 岩右衛門の

三百俵 ゆ 幸る

明和八卯年 四月 正百 麻布永坂の邸

新番 ゆ 加る

寛政四年七月廿一日喪二番町の邸
歿ものなり
寛政七卯年三月廿日大御神祭の時
歩行困難なることなりむ
同年四月廿日西丸御書院番組頭
同年十二月十六日布衣を免ぜられ

明和二酉年十二月九日
宝暦十二壬午年十二月廿六日布衣を賜
西丸御書院番大久保周防守組千石
向坂清三郎直政養子
小笠原左近将監松平忠次郎の弟
向坂甲次郎
政三子年

安永元辰年十二月廿日稲荷神尾若狭守の死
寛政元酉年四月廿日致仕
寛政八辰年三月十六日死亡家

明和二酉年十月廿九日

宝暦十巳年十二月廿九日譜

民部卿秀恵朝臣

出雲守従四位下藤原朝臣

御書院番大久保因幡守従四位下源朝臣

後監物大膳

安永元辰年十月十八日大坂西町奉行ゟ

命令ゟ〳〵明の巳年四月廿八日市脇

美濃守ゟ被仰付十月朔日宿元ゟ

安永六酉年まて勤役ゟ〳〵

安永六酉年四月十日御役書

同年十二月十八日布衣ゟ〳〵

安永八亥年十二月十四日大坂西町奉行

仰せ付られ候段明の天保二巳年二月廿日
御服喪令延候旨仰渡十月朔日御請申上候
安永九子年十月廿日御同年
天明三卯年三月廿日吹上御本丸
御高石垣之内修繕申上候様仰付
命ぜられ候

同年十月五日相模国備前左衛門
殿住の事と彼八重列中村に寄て
を光輝とゝんへき作と為る十月
朔日御服喪令延候旨仰渡十月朔日
御服喪令延候旨仰渡十月朔日
同年十月十日吹上の石垣を修繕

仰せ付られ候

天明四辰年三月廿日伊野豊後
守殿言葉中にて及傷の事有之た
る時言つゝしむ事によりて
天明四辰年四月七日如相模国七日の夜
相模の邸にて死去 高日伊野
豊後守殿言葉中に自殺をなして
田沼山城守殿新知五万石を
中の間に倒れ居られ候ときに
作有て陣屋と為さるべき令を列
侯の上意岳丈仰せ付られ候旨
仰せ渡る

明和二酉年十月廿九日

実齢六十三年六月十日晩

東光

御書院番大久保周防守忠寄組

竹中主水定弘

改 十六人

安永九子年四月十日御使番

日光年十月廿八日布衣之者ニ成

天明四辰年八月十日布衣御免

ニて詰之御番ニ日月十日

服喪之故 阿部二之丸ニ詰る十月

十日御番ニ詰申

寛政二申年十月十日稲葉合

寛政三年七月廿七日勅任
同年十月廿三日蒙ゆるして返戻と云
寛政七乙卯年十月廿日死七十二歳

明和二乙酉年十月廿九日
明和元甲申年十月三日晩酉
覓御書院番大久保周備守組千石
神尾市左衛元篤
安永二巳年四月十二日
明和四丁亥年十月廿二日右周備守伺之
命ぜられ同じく年四月廿日服喪人を
始て拝領九月廿日病ゆえ隠居
同年十月十二日病死之旨届出
安永三午年七月廿日隠居命ぜられ
安永九子年七月廿日病のうち

上野國山田郡桐生新所神領百町之地
永く勅願所として代々の地を領
さるべしと

寿永元年八月廿日源左兵衛督
藤山[illegible]

寛政元年十月十四日死亡二歳

明和二酉年十月廿九日

寅暦二申年四月二日晩
西尤

[illegible]書院尚大[illegible]
[illegible]同情[illegible]
[illegible]

長郡守奥君所
少[illegible]
[illegible]

寿永八己丑年十月晩月死亡二歳

明和二酉年十月廿九日　右之帝之真書ニ
寛延十巳年十二月廿六日　書院組　右之通ニ
覆　書院番之内ニ
御書院番組　八番　所野左郎三新
改　伊左衛門

明和二酉年十二月廿日　御目録入松平頼母之助
安永元辰年十二月廿日　御書院番
北条安房守組ニ入

明和二酉年十月十九日　公家　西園寺

中御門　但馬守

明和元申年十月十二日拝領

覆

御書院番大久保周防守組　書院番　長谷川松平帯刀

改　公家

寛政六寅年閏十月十九日死亡　三家

明和二酉年十月廿九日　与力　光置半左衛門
小堂作組　松平頼母之丞死

明和二酉年十月十日家督
兎　書院番大久保因幡守組　酒井七郎左衛門　改　小平太　番長

明和四亥年四月廿四日　学庵法院
有て潤色二交と帰り

天明二寅年　月　日　死　年三十六

明和二酉年十月九日

宝暦十二午年国買貢濟

右之通相違無之

桂左馬之守門惠氏

山崎信濃守

水野藩六寺宮

政治書院

明和三戌年中月廿三日国物所務の射代

列して猶和二戌と偽り

同年十月十二日強射所務有て明乃

十二日晦日に成て其今迄と偽り

明和四亥年四月廿三日又々業所務

有て猶和三と偽り

明和五子年四月五日国物所務乃

対馬に到りて帰国仕候と存候

明和六巳年九月廿三日路対馬後有て

帰国仕候と存候

明和七寅年十月十日又山業御免有て

明の十二月中に長崎に来て去冬に帰

明和八卯年十月十三日又山業御免有て

帰国仕候と存候

安永八亥年二月十日西飛山星にて

大明御使の対馬に到りて対馬に来る

寛政三亥年二月二日明より大明

御使の対馬に到りて対馬に来る

寛政五丑年十月廿六日御書院書物

寛政七卯年二月廿日大名高麗の時

歩行数多つきそひて参る

寛政十亥年十月廿日死亡年六十歳

同年十二月十六日朝鮮人参を出す

寛政七卯年二月廿日大名高麗の時

歩行数多つきそひて参る

寛政十亥年十月廿日死亡年六十歳

明和二酉年十月九日

明和元甲申年四月四日濟

勅

御書院番大久保周幡守組　番衆　同官左三郎光德

明和三戌年四月廿三日四物中毒の為に

列して賜和歌と賜る

明和四亥年九月廿日大納言殿の為に

列して付服と賜る

明和七寅年四月廿三日美濃中毒の為に

列して賜和歌と賜る

安永二巳年十月十九日四物中毒の為に

臨時光政惠氏

出家後組松平家の命ニ依る

別して陽物に五と陽る

天明六午年二月廿八日御達

同年十月十八日布衣之者共

實家三丑年九月十九日御対面後

有て蔵の間にて酒肴あると陽る

寛政九巳年十月廿三日御先祝

享和三亥年十月廿日布衣

役と兼へき作り

文化元子年四月定櫛捕の役と

兼へき作と陽る

同年十月十日新のめ〻櫛捕乃

役と兼さる

文化元子年八月廿三日死亡家

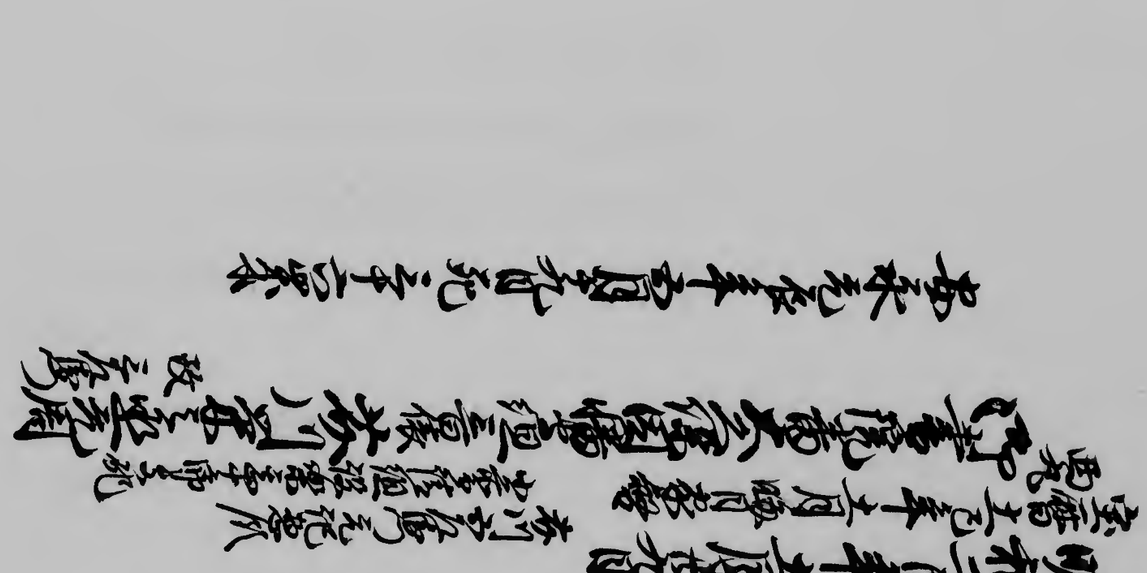

国立公文書館
National Archives of Japan

明和七寅年三月吉日

明和二酉年三月吉日將軍

宣旨

書院番牧野伊豫守組

安藤壱岐守定房

安藤信濃守信寄

安藤八郎右衛門定賢

後命書

壱明六子年二月二日出門蓮華寺ゟ

乃出ゟ中〻白山の邦ゟ中〻

寅年七月年三月吉日大名高將のとき

出行物語とつゝむ

明和七寅年三月四日

明和六丑年十二月廿日家督

西尤

御書院番 牧野伊豫守組 八百石 沼間岩之助隆峯

改 杉本

内藤隆清惣代

常陸介組市橋大膳之亟

去る永禄申年二月廿八日大坂市内代りと
命ぜられ七月廿八日御暇芳名賜ると雖
明の為年七月朔日病ゑ注獨す
去る永禄年五月十日年のおりて相書遣
官位ゑらるるとして摩訶の作有
同十月廿九日に大事一と勢よ満めま
ちまちまに高山に立て御免させるの事

天明二寅年四月朔日　西丸御徒衆

同年十二月十八日布令之事

天明二壬寅年閏十月廿日御本城に石垣くみ

寛政元酉年四月廿二日ゟ勢州（きよう）

伊作（いさく）

寛政三亥年十月廿九日元の通り御徒

河野権之助ゟ申上ぬ事ゟ之れハ退役て

垂髪に者御服と形ひ者に成事と

存（ぞん）て尋常の髪ハ成（なし）

ぬ（ぬ）て御服を脱て宿権助

誓願寺成（なり）ぬ事を願（ねがい）て

ありき罷り行（ゆく）ときすてふのとき

ゟ申（もう）ぬ事を有（あり）うへハ成事

ハ成事ゟ中上（なかあげ）きる事つ（つ）ゝ

ゟ申上（もうしあげ）たる法義ゟきとのゝ

時の有ゝ仮公法ゟ有（あり）事ゝ

山岳の有ゝ少役と雇ゝ

入指ひ（さしひ）く仮に作ゝ

四の月年号の事と

同年七月晦日一番町の邸ゟ

かゝる

寛政十年十二月晦日寅の年

かゝる出仕の事と

明和七寅年三月廿日　牧馬長憲養子

明和六丑年三月廿日病死

出家修行相続ス二ヶ所ヶ之死

寛政

御書院番牧野伊豫守組与力

精殿与三郎長稱

改茂助

天明八申年十二月廿三日　隠入阿部豫守家ヶ之死

寛政三亥年三月十八日　死四十八歳

明和七寅年三月廿日

宝暦四戌年閏二月二日濟

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安永四未年九月二日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安永七戌年九月廿二日

[illegible]

[illegible]

安永八亥年二月十日

[illegible]

御祝儀の射手に付して附膳ニ而備り
天明二寅年十月四日御上覧大的
御祝儀の射手に付して附膳ニ而備り

文化六巳年六月廿三日老年偏者今ニ放入松平縫殿頭支配

明和七寅年三月四日
宝暦五亥年五月廿七日跡目
西丸御書院番牧野伊勢守組　三百俵　伊丹左衛門八勝英
七之丞勝慶忠
小普請組松平甲斐守支配
改　三十郎

安永元辰年十月廿九日大的上覧
安永二巳年三月十八日　大的上覧ニ付
附膳ニ備
安永六酉年三月九日
孝恭院殿雑司ケ谷御成ニ付御鼓弓の折
小日向新橋ニ而　台覧ニ而御前ニ而
賜羽一対　同月十二日　両様ニ而下されまく

時服三ヶ條

同年三月廿五日山里ホテ大納言殿ヘ
呼被ニ
ヲ為

寛政二庚戌年三月十日御將軍様ヘ
ヲ為御出
ヲ為

寛政四壬子年三月廿日大御所様ヘ
御出ヲ為
御出ヲ為

明和七庚寅年三月廿日　平十郎定勝・橋本義祖
寛政十二年十月廿日　出雲信祖・張出吾郎・生死
　　御書院番牧野伊豫守祖三郎儀　若田伊三郎定功
　　法　平十郎

安永二乙巳年六月廿日　御小納戸

同年三月十六日布衣ヲ以ヲ
安永四乙未年四月八日大納言殿ヘ
安永六丁酉年十月廿五日瑞祥院様ヘ
天明六丙午年閏十月十日ヲ以ヲ
ヲ為出
天明八戊申年四月廿日御小納戸　御免

寛永二年七月十八日相模守に出仕乃事一云作者

寛永二戌年三月十八日 内上の花壇を乃馬場中〳〵乗馬所孫九

寛永三寅年九月十九日 内上にて蹴鞠

古賀貞右衛門て柳の間に列〳〵酒宴

吸物を傷

寛永四卯年九月相模一番町の邸

酒肴ありて〳〵を出し給乃

末に〳〵智光と名ひ也

明和七寅年三月晦日 左兵衛遠州奏者

明和六丑年八月晦日 小栗信濃神尾若狭守支死

西九

御書院番牧野伊豫守組 三百俵 三花丹下種武 改 左兵衛

安永九子年十二月十三日死 二十九歳

明和七寅年三月廿七日

明和六丑年三月廿日家督

冬之助雅養子

山崎信濃守尾張藩士子孫

免

御書院番牧野伊豫守組　三百俵　源之丞太智

改　吉兵衛

寛政二庚戌年七月廿日死亡　四十四歳

国立公文書館
National Archives of Japan

明和七庚寅年三月廿日　清水寺貫主

明和六己丑年六月六日　中御門宰相殿より御郡内

西光寺　御書院番牧野伊豫守組　高木右門膳豊　清水寺参

改　清水寺

安永元壬辰年九月廿三日　群入奥田西原寺支配

寛政四子年七月廿三日　新道二番町の

郡部大小名ゟ十月晦日二番町の郡

部用水て引き申谷間名前之

代地と為る

寛政六寅年四月廿日　致仕

寛政七卯年三月六日　死去七条

安永二乙巳年三月廿三日　五年二百人幡随長兵衛　弟力右衛門殺害

冥　御書院番牧野信豫手組　千石　弟勘　山崎五郎信組番士弟与市与死　弟力高傳

安永三甲申年四月廿日　稲入青山主馬之死

天明元辛丑年四月廿日　致仕

天明二壬寅年八月廿日　死年六十八

安永二巳年三月廿三日

宝暦十庚辰年六月七日綸旨

院書牧野伊豫守殿

安永八亥年二月十日山里内ゟ大納
言様の御対面に付御旅宿ゟ偽り
天明八申年三月晦日従禁遺宮殿
奉行所御部屋暗不審の事ゟ内々
御尋ゟ有り四月二日康永　御所ゟ
禁ゟ九月十三日ゟ暗ゟ矢
四月廿七日主殿寮ゟ怪き追放ゟ

孫子帝康林恵院
中宮ゟ位迫久世平ゟ帝ゟ流
始終ゟ勅

石巻三万馬康永

屋をもつくり給ふ仰を伝て奉行の者共
是を伝へ下へ申て九月忍入ぬるよし
申奉れハなり成　御所の事禁中
らゝ名を新加補　直朗朝臣伝へ
うけ　九月廿二日名をさる
寛永四年四月廿五日　清和の業
台徳院の事有て猶和ことゝ為
寛永七年三月廿日　大御所の病
歩行難きの事と聞ゆ
同年同月晦日　大御所の病
列ゝ　御所より下されて時服二を給る

安永二巳年三月廿三日

安永元辰年八月六日病死

御書院番牧野伊豫守組　千石　松平左兵衛尉忠光

松平左門忠如長子

小姓組番頭大脇左兵衛

段　左門

天明元丑年七月晦日大御所御同席仰付

命ぜられ同月廿八日御服差免ぜられ

八月廿日ニ成ル　天明八申年二月廿日病

四月朔日隠居

天明六午年四月廿日　御使番

同年十二月廿八日布衣ニ成ル

天明八申年二月廿日ニ成ル　四月晦日

禁裏御所西回廊二条御城炎上ニ付
橋本の屋敷に移らせられて京都に
おいての御所と為し又御服装等城と
為し九日御参内遊ばされ十日
京都を出三月三日西の宮御用乃
事と申九日江戸着
寛政元酉年七月廿日辞表を列す
享和二戌年三月廿三日致仕

安永元辰年三月廿三日
明和元申年八月廿六日家督
西丸
御書院番牧野佐渡守組
安永元申年二月廿二日大納言従の者に
列して叙位の事
天明六午年閏五月廿日大納言従の者に
列して叙位の事
寛政二戌年二月廿九日大納言乃者
に列して叙位の事
寛政七卯年三月廿日 中将の時

諸国巡検使 康寛元酉年
山田奉行組 長田織中守
改 久世三郎
七郎左衛門
設置
諸国巡検使 康論

歩行困難なるを以て
賈家八年三月十日入病院後の射に
列して時時こと活
文化二丑年十月十六日死年八歳

安永二巳年二月廿三日 伊石宮之丞改善春之
明和四亥年十二月八日濟 山本作組青山主馬之死
晃
御書院番牧野作藤之組 三番長 伊石安之丞而改廣
政宮之丞

文化元子年三月十六日老衰病美今故入

安永二巳年三月廿三日

実齢九拾年 十二月六日 卒

西光

山名宗全景模養子

山名俊通 畠野伊紀之光

御書院番 牧野伊豫守通 三百俵 山名弾正忠景周

寛政七卯年三月廿日 小金ヶ原御狩の時

歩行御免之ヶ敷旨光

安永二巳年三月廿三日

出雲信濃守藤原朝臣

中務少輔

兎

御書院番牧野伊豫守組

三番隊

朝倉右京亮

三月廿三日百姓五郎右衛門

安永二巳年四月廿五日

御書院番牧野伊豫守組屋敷

横山猪之進一英

安永二巳年七月廿五日稱入有馬采女之死

安永六酉年八月廿七日死三十七歳

国立公文書館
National Archives of Japan

安永六丁酉年六月廿三日　表御番衆　中奥御小姓組　水野因幡守

寛政十年戊午年十月廿七日隠居

御書院番小笠原右京亮組　三千石　一万石　駿河龍門二興

改左衛門

天明四辰年十月三日　中奥御小姓

天明七未年十月十六日死　二十八歳

安永元年壬申年六月廿三日　左兵庫藏尹豊成
出雲守組大隅之国住人死

安永元年壬申年十二月七日多賀
西光

書院番小姓組　二十名　柳原門之丞藏武
改　左兵庫
元右兵衛

天明七未年七月十日　御入長谷川利十郎之死

天明八申年四月廿日　致仕

永禄四申年四月十三日　伯耆帝富房御供
山名豊定組神尾若狭守殺死

明和七寅年十二月廿四日御門
覆　御書院番小笠原内蔵助組　吉本右　天野掌侍帝富義
　　改　伯耆帝

永禄二酉年十二月廿九日　稲入ノ留落敷馬ヨリ死
天明元丑年六月二日　西塚ノ御書院番花房
周幡ヲ組ヨリ入

安永六申年六月廿三日

助教保篤忠氏
五人扶持
出雲守信組出役勤仕

西尾
御書院番小姓与徳右衛門組
五人扶持
当名 松井市三郎保高
改称

天明七未年七月十日 稟入御用取扱支配

同年十二月十日 教仕

国立公文書館
National Archives of Japan

安永六年十月廿三日　[illegible]守貞親王明春卿

安永七年三月廿三日　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

安永六酉年十月十九日　[illegible]

日光年十二月十二日　[illegible]

安永七戌年十二月十二日　[illegible]

道遠しかれども参拝　十八日

石さくまて　[illegible]

安永八亥年七月廿七日　[illegible]

安永四甲申年四月廿三日　十九歳ニ而弘道養子
安永二乙巳年十月廿九日家督　出雲信濃守戸川山城守大政
御書院番小姓ヲ経テ組　三百俵　井戸左京亮弘光

安永八亥年二月十日西丸御留守居ニ付
大御所御逝去ノ節ニ付　時服二領
安永九子年四月廿日吹上ニ付大御所
御逝去ノ事有ル　時服二領
天明元丑年十月十三日
若君様御下向御供ニ而　御発駕ノ節手丹
原ニ天ノ下ニ付　山野一帯狩場　同十六日

西條藩士にして大和の弘道館に
仕へ侍講となり明治三年没す
天明三年癸卯正月生れ嘉永六年
御賢台に侍講となり明治三年没す
天明七年丁未年九月生れ嘉永六年
育々所教授となり没す
寛政四年壬子年九月十日御白書院の
座席に列し儒の業
台命育々掌教となる

六月廿二日石病不出仕
安永四甲申年九月十日
明和元甲申年十二月六日
西丸
御書院番
安永六丁酉年六月廿日
天明元辛丑年六月廿日
戸田但馬守組

表右馬之忠貴之長子
中奥番組石河出羽守之弟
後表右馬

嘉右
戸田亀次郎忠準
後表右馬

安永六丁酉年六月廿日
天明元辛丑年六月廿日
西丸御書院番
戸田但馬守組

国立公文書館
National Archives of Japan

永享三年三月廿九日

沙弥能阿弥奉仰之趣

書院書出

仁如集古今法帖

三帖

法帖三帖

侍

内記

大膳

永享六年三月八日 臨済三帖

そゝこの三帖返〳〵

永享七年九月廿日 山雲ゆ〳〵

大酒清酒有て対盃ニと賜る

寛正七年三月廿日 中大全の清酒

酒ひ歩行 賜ふと雪ゆ

国立公文書館
National Archives of Japan

安永六申年十二月十九日

西丸御小納戸御近習衆

兎

御書院番出役御小納戸組　三宅儀　石場市十郎改

同日ニ勤〻民部儀ニ付ニ成ル人

天明四辰年六月廿二日　父民部ニ付ニ成ル

同料ハ遠藤の事ニ付ニ預

天明七未年六月廿四日　御小納戸

同年十二月十八日　布衣ニ付ニ成ル

寅ノ歟　安永五年二月十九日　御書院番

石川大隅守組

安永六酉年七月十日

御書院番小笠原主殿頭信之帝法膳喜多

御書院番小笠原主殿頭信之儀日向之右四文

法隆寺

天明元丑年二月二日大納言様御代に

別て叶ひ難き儀

天明二寅年七月廿日父兵部少輔

隆之帝の御同じく被仰渡候旨

寛政元年七月五日麻布の屋敷

小笠原内匠の部数多ゆ叶る

寛政七卯年三月晦日大御所様の時

安永六酉年七月十日

西丸御書院番山口下総守組　三番組　亀井平次郎清亮

後　平三郎

安永八亥年二月十日　公儀より大納言後の射に列し可申旨仰渡

天明元丑年二月　同断

天明二寅年三月十日　賜り申候乃射に列し可申旨仰渡

寛政八辰年三月十日　大納言後の射に列して可申旨仰渡

天明四年十二月八日踏歌當儀延
乃三節儀延しなる
天明六年寅月十一日御内陽殿の対
に列して叙位の儀明乃十二日
宣申に左さまて美人之故と為る
天明七年九月廿三日大納言乃対
に列る叙位之儀
寛政元年寅月廿三日紅梅の宴に
遠遠の対に列る対面廿三日宣申に
左さまて叙位之儀
寛政二庚戌年二月廿九日大納言の対
に列る叙位之儀

寛政七卯年寅月廿三日御内陽殿乃
対に列て叙位之儀明の廿三日宣申に
左さまて美人之故と為る
同年六月廿二日御中陰
同年四月廿三日西北御中陰
同年十二月十九日布衣之儀と為さるて
寛政十庚申年八月廿日死 年六十六

安永七戌年七月十九日

覺

御書院番小笠原主殿頭殿組　三宅長左衛門

覺新法書組氏子之帝利意惠尻

天明三卯年九月廿三日大阪西浜乃射場に

列〳〵て吹抜こと為る

天明四辰年七月廿七日西浜西浜乃射場

馬川浜西浜八月三日江戸表へ差立と為る

天明七未年八月廿七日午西刻下ゟ

馬川浜西浜有〳〵きに土蔵と採ひしに

細砂浜〳〵ゟ白八寸幅と止〳〵き

九月二日江戸でりやう法事ありぬ
ぬまゝハ市左衛門の事となり〳〵やゝ〳〵ハ於氏
ゑ事ハ心ゑとゝゑ〳〵と伺ひて美今
一ゑと為る
天明八申年八月廿二日同所ゑて馬川殿
御使者ゑて市左衛門ゑ美今ゑ為る
寛政二酉年五月廿日薄井豊右衛門
ゑ御使〳〵ゑる
寛政四子年七月廿五日麻布寺稽古の
内ゑて田安殿の御家ゑ
寛政五丑年八月九日使者ゑ馬
川殿ゑ成ハ御家老力ゑ〳〵ゑ事と

右使者ゑ入同十二日江戸ゑて美今ゑ為る

安永九子年六月十日

安永七戌年十二月十二日家督

覆

御書院番出役中御守組　二千石　大河内[illegible]守[illegible]義順

改　五位日帝

五位日帝義尚朝臣

出役御守組平井隠物之死

天明元丑年十二月廿日大坂御用金仰付ル

金七拾万両の手当二月廿八日出張ス金

拾万両二月廿五日ニ江戸ニ着ス

有て十九日仰付ル九月ニ帰ル

洋行ス

天明六午年八月十六日布衣の御小姓

ゆへ[illegible]

同年三月廿六日ニ秋月藩ニ赤乃家筋
福岡の家地不勝ナルヲ以テ家ヲ
ワレハ今回ニ改ムトノ仰ヲ
賞ス二月年四月廿三日長州藩ニ
ヒキワタス

文政八申年十月三日ニ西丸御徒の者ヲ
列ス時賜ハルト雖
賞ス七申年三月晦日ニ大御番の時
証跡馬ヲ賜ハル

文化元子年二月廿六日西丸御徒ニ
同年三月廿六日布衣ヲ許サル

安永九子年六月十二日

冕

御書院番小出信濃守総年組千五百石小出政之助英邦

小出淳四英邦惣代

小出信濃守組同淳四郎

再勤

改淳四郎

賞ス七申年三月晦日大御番の時
証跡馬ヲ賜ハル

安永九庚子年六月十一日

冕

御書院番山岡[illegible]

[illegible]

御用ゟ三帝定茂

同年八月廿日蹴鞠の業市橋ゟ入ゝ

猶物ニ及ゝと儀ゝ

天明二寅年二月九日中堂ゟ[illegible]

武市橋の鞠ゟ[illegible]ゝ猶物ニ及ゝと儀ゝ

天明二卯年二月晦日蹴鞠市橋ニ育て

猶物ニ及ゝと儀ゝ

同年十月十日又[illegible]市橋ニ育て明の

土日當中ニ石さきて夷人を殺と傷る
天明元辛丑年十月二日琉球の射手に
刺ゝ殺れたると傷
同年同月三日琉球使者て殺れたると
傷
天明七未年　月　日又琉球使者て
明の　日當中に死て夷人を殺と傷る
天明八申年十月三日琉球の射手に
刺ゝ殺れたると傷
同年同月八日琉球使者ゝ殺れ
たると傷る
寛政三亥年十月四日流鏑馬式の使

者ゝ殺れたると傷
寛政四子年十月十八日琉球使者て明の
十九日當中に死て夷人を殺と傷
寛政五丑年十月十日演の使者に流
らゝ殺れたる使者に傷ゝ演の退る海乃
方ゆゝ走雖射殺ゝ如て日月十三日
當中に死たるゝ殺れたると傷る
寛政六寅年九月十日琉球使者て
殺れたると傷
寛政七卯年三月十日　大ゝ使の時のとき
疾強馬と移りり
同年十月十八日琉球射手使者て明の十九日

宮中に於て黄金を拾と為る
寛政十年六月廿九日又雷事申後
有て渇水と為る
同年十月廿日又雷事有て四の廿二日
宮中に於て黄金を拾と為る
享和元辛酉年三月七日又雷事有て
四の八日宮中に於て黄金を拾と為る
享和二戌年三月八日又瑞籬申後有て
渇水と為る
文化元子年六月十日瑞籬の業申後
有て渇水と為る
文化二丑年三月廿日又雷事申後有て

文化二寅年　月　日宮中に於て黄金を拾と為る
　　十　月　日兎毛六茎

安永九庚子年六月十二日　信濃国盛岡藩

安永元壬辰年二月十日　出羽国秋田長崎川村十郎左衛門

発　書院番小姓　[illegible]

天明八申年十月二日大雨洪水の時に
列々吟味こと有り
寛政元酉年九月十二日　強雨洪水にて
堤切こと有り
寛政二戌年十月十二日　伝金の儀こと有り
寛政三亥年三月十日　玉川の堤にて遠遠
[illegible]

小鴨と射留同年同月同日嘗中に於て時服
二領を賜る
寛政四壬子年四月十三日三田馬場にて
弾射御稽古有て御目付馬場毛三郎
射留と賞免賜はる
同年十月六日弾射御稽古有て四の丸
嘗中に於て黄金拾枚を賜る
寛政六寅年九月十二日又弾射御稽古
ゆへ有て賜はる
寛政七卯年三月晦日小金御狩の時
弾射の射留と撰ばれて射拂ひの御用を
命ぜられ二領を列る入

寛政八辰年四月十三日弾射御稽古有て
御目付より枝を賞ぜられ賜はる
同年七月十日弾射感状ぜられ
る枝を賞ぜられ弾射
御稽古有る度毎に列る入る事
ふのまゝなり

国立公文書館
National Archives of Japan

天明二寅年十二月廿日

安宮雲人卒ス

明和七寅年十二月廿日薨

出家法名川勝院と称す

御書院番長野伊予守組二番目

改御部新三郎

寛政九巳年四月廿八日

稱入道河内守と称す

天明二寅年十月廿日

安永三午年十月六日遷日

覆

御書院番長野伯耆守組三番

御目老 加藤信序

改名書

左衛門信安惣代

出雲信組川勝修理加之亮

天明二寅年十月十日　右衛門尉延暦
安永九子年十月四日　中務少輔川勝種之助之死
御書院番　番頭　長谷川右兵衛延親
御小姓組　三番組　改　右衛門尉

寛政元酉年十月十日吹上にて弥対の
業　台徳院殿の日次にて美濃に於て薨る
寛政二戌年十月朔日一橋の郭内に
故参をさせらる　御小姓の雄一対を免
明の子九日に召されて時服を賜る
寛政三亥年三月二日大納言殿の対に
引き　御帰りの後に時服を賜

寛政四壬子年七月廿五日麻布の屋敷より
大奥江百年餘の間御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛政七乙卯年三月廿日御老中の中野
[illegible]
[illegible]
事をつとめ
同年十月廿八日[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

天明二寅年十二月廿日

安永五申年九月十日迄

西丸御書院番野依中右衛門組 二千石 中根筆之進殿

廣敷御番奉行

山崎作左衛門組 神尾内記殿

天明六午年秋本所緑町の弟忠吉

わくハ八月十八日今三百五十ヶ程

同年秋家地の所勢ありて七月八

十二月廿二日今百五十ヶ程

寛政七卯年三月晦日中今高得の内

五拾石と賜ハる

天明二寅年十二月廿日　十歳開一巻八

中書信濃守様ヘ

天明二寅年　宮七日婚姻

覆　御書院番　長野伯耆守組　千葉右近友勝右衛門縁

天明四辰年二月廿五日　稲入中坊令蔵ヶ死

天明六未年六月十日　御小性組　能勢

後任　御書組ヨリ入

天明二寅年十二月廿日　修理亮識書之

安永元辰年十二月廿七日返目　小書院組水野大隅守之配

覧

御書院番岩野備中守組　千本右　建部熊三郎廣孚
改　大保之

寛政七卯年三月五日小金御狩のとき

歩行組にてよみて記之

天明二寅年十二月廿日

安永七戌年六月廿日齊

[illegible]

御書院番[illegible]

[illegible]

後水郷

寛政[illegible]年[illegible]月廿日[illegible]

同年七月廿一日[illegible]

[illegible]

寛政七卯年三月廿日大[illegible]

[illegible]

寛政九巳年二月十日[illegible]改水郷と云

享和元酉年二月十四日 様入 弘前藩河辺十左衛門

享和三亥年十月十五日 致仕

天明二寅年十二月廿日 山高山城右馬助雄春子 山高信濃組水野信濃守支配

天明元丑年八月廿日 家督

寅九 御書院番 岩野伝中 組 二百石 山高山城 寄合 清助

改 主膳

寛政四子年十月九日 様入 浅野伊賀守支配

寛政四子年十二月十五日 致仕

天明二寅年十二月廿日

十郎左衛門元珍養子
山崎伊織組差配之脇坂中務
天明二寅年六月廿七日論功

御書院番長野伊織組番士永常新帝元陳

寛政四子年九月中旬大御所様乃
射場へ列し可申旨仰渡
寛政七卯年三月晦日大人様御付の時
歩行御供仰付
同年同月晦日大御所様の射場に
列して可申旨仰渡

天明二寅年十月廿四日右病死致

天明三卯年二月廿日　ゟ稅信忠代

小雲信組清田淨安ゟ死

天明二寅年十月廿七日家督

兎角　書院番　水野伊中守組　三百俵　間宮孫兵衛信栄

天明六午年十二月廿日　稱入水野大膳ゟ死

實家九月年四月十二日　致仕

天明八申年四月二日

内匠頭資廉朱印

寄永九子年十月廿日御賞

[illegible]

書院番[illegible]組二子番 牧野[illegible]門成傑

段[illegible]

天明八申年十二月廿日中奥御書

賞家七卯年三月賞 大御将の内

御使ゟ渡ス

同年十二月廿九日御上ゟて大目付役

[illegible]柳の間ゟ呼て附肩ニ[illegible]

賞家十子年四月十日御使書

同年十二月十二日右兵衛督と名乗させ
享和元年四月十三日内事傷足ゆえを
蒙ひさ作と為る
同年六月十三日諸庶所奉行
同年八月十四日帯刀雅楽と為る
文化三寅年三月十日京都所奉行
同年十四月十四日帯刀雅楽全拾四時帯刀雅楽と
為る 但叙爵弘作者之和ちと改
文化八未年六月八日 御仏事奉行
文化十酉年十月十日 長崎奉行
同年七月和田内雅楽全拾四時帯刀
雅楽と為る

文化十戌年十月十四日 御使番
色紙子付 張馬代と為る
文化十亥年六月十七日 新番頭
同年四月十九日 御中と改引渡

天明八申年四月二日　菅沼大学定親恵代

西丸　御書院番　山本信恒　宮城久之丞改

書院番　三宅儀　菅沼新右衛門定高

毎勤　改大学

寅歳七月年三月寅　大学殿将の時

出り勤るゆと勤む

天明八申年四月二日

天明元辛丑年十月二日改元

西丸御書院番[illegible]組

[illegible]信義[illegible]

[illegible]組[illegible]

三浦儀[illegible]多[illegible]右兵衛

改[illegible]

寛政[illegible]年九月十四日大納言殿の射[illegible]

列して時服二[illegible]

寛政七乙卯年三月二日[illegible]の時

[illegible]馬[illegible]

天明八申年四月二日　大脇勝晨養子
小者倍但松平求之由之旨
天明元巳年三月二日御用
御書院番組之二番石組井勝八郎勝延
渡左衛門
寛政元酉年七月廿日隼人松平但馬守文政
寛政八辰年閏月廿四日　御書院番寄
佐渡守但馬守

天明八申年四月二日　曲渕甚五郎景倫卒

天明元巳年九月二日卒

西丸御書院番組頭　曲渕甚五郎景倫組頭ニ成

出雲守組　松平采女殿ニ死

改ル

寛政十子年二月十三日　稲葉丹後守殿ニ死

同年八月廿九日　致仕

寛政十年三月四日　卒八十

天明八申年四月二日

天明元辛丑年八月二日踏

西尾

御書院番組頭

酒井内匠盛明嫡孫兼担

小姓組川勝桂之助

致死

酒井斧太郎

同年十月廿日進物番

寛政七乙卯年三月廿日大御所御供の時

歩行御免

天明八申年閏二月

寛永四卯年閏十二月五日院宣

覆

御書院番部屋組　岩石　市橋長門守

辰右近

今度西丸御焼失
中御殿御造営出来ニ付
御入用

寛政六寅年三月江戸表ニ
居合ハ
ものの
ことの次
さ
歳刑
文人
指重

[illegible]

[illegible]

寶永七庚寅年三月廿日大令御持にて
歩行物するとの事なり

天明八申年四月二日

天明六午年十二月朔日
西丸

御書院番組頭永井[illegible]

[illegible]

寄合中[illegible]
出奔[illegible]組頭永井[illegible]

三番組 梶改[illegible]助[illegible]通

寶永七庚寅年三月廿日大令御持のとき
歩行物するとの事なり

寶永九壬辰年三月十三日死 三十九歳

寶永二庚辰年四月二日　南十郎左衛門殿
西尾吉左衛門殿

御書院番長谷川丹後守組　八番　藤永源右衛門

享和二壬戌年二月廿日　老稱病願之通　被入森川織部殿

享和二壬戌年　月　日　死　七十一歳

寛政二庚戌年四月二日

肥後ノ豊前ノ恵所
西丸御書院番 渋谷隠岐守組

御書院番長谷川弾正忠吉素 大河内孫三郎命久雄

改 名之儀

同年同月十三日 組名名書ヲ改

寛政七乙卯年三月晦日 大人ニ御御暇のとき

歩行勤ムる ト 勤ム

寛政二庚戌年四月二日

元老院議官長谷川喬任ヲ廃シ池田源三郎政能

寛政十三年九月十日 稟入協同之儀支配

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政二庚申年四月二日

（今右衛門秀右衛門）

御書院番長谷川藤兵衛（西丸御書院番長谷川藤兵衛）

寛政二年三月六日大御所様の御ふれ
列々へ申渡こと為る
寛政七卯年三月晦日 十人番衆御持の時
歩行勝手と相勤む

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政二戊年四月二日

同宮家方へ御使者を以て
東海寺書院番深谷源左衛門

御書院番長谷川丹後守組三宅伝兵衛

同宮年寄御使

寛政五丑年八月九日弱形黄のうゝ石出
馬川源次郎方へ同月十三日晴中に出て
黄金拾枚と賜る

同年九月十日勘定御使者にて銀拾枚一反
組二宮一反と賜る

寛政六寅年二月三日雨雲高岩同
御使者〳〵三月晦日岩同より志賀〳〵

此人ハ将なけむれゝとの体ゝと見へ
寛政七卯年三月廿一日大全中将乃ごとき
歩行勝なと替む
寛政十二申年四月二日より営中ニおいて
拝春及第有りしに営同まちうちを
ゆるし成しより八体ゝと見へて巻頭ことを
偏る

文化元子年八月廿七日死亡一家
家父の料同しられハ遺縁ゝとも不顧
月　日　父兄ぬきと添ふ

寛政二戌年四月二日
御書院番長谷川丹後守組 十五番 永井銀之助尚勝
表右筆尚庸養子
西丸御書院番翫本根木白組
改 表右筆
寛政五丑年九月廿五日大御番組の列ニ
列し奉り職ニとゝる
寛政七卯年三月廿一日 大全中将のごとき
歩行勝なと替免
同十年四月廿二日叙御番組へ有て端事ニ偏
寛政八辰年六月十二日養父銀次郎賀尚庸
いろちともなく出納しかへ七月四日此

事と申同月十日ハ〳〵ニ居へきし
仰ハ〳〵四の三年四月廿五日書文を尋
出さるる事と成 叡聞ます〳〵〳〳〳〳
以仰出 六月十九日 叡聞とゝのさる

寛文二戊子年十月九日

御書院番長谷川藤右衛門 組三番 竹田権八郎 改名

大御番組 六番 右衛門 豊重 吉之

後 寄番 右衛門

同日父子知る 三百石 長と 褒の内
百俵とゝ子への仰有〳〳
寛文六丙午年九月十四日 観鶴 御番 右衛門
龍紋 刀 脇差 一腰 と 賜る
寛文七丁未年三月十日 大御番 右衛門 の時
歩行 勤る と 勤む
同年八月十四日 時月 三百石 俵 勤のうち

享保をたしかの仰有て是とめ
廣景八悪て返して有る

寛政二戌年十二月廿日
御書院番長谷川丹後守組
御姓組頭若狭守組吉彦右衛門惣頭
三百俵　多田縫殿正徳
後三百石　改十郎左衛門
享和元酉年三月四日御加増三百石是迄の
三百俵返しもする

寛政四壬子年十月廿日

又四郎則幸養子
出雲信濃守内家臣

寛政二庚子年七月廿日暇

書院番長谷川丹後守組　諸岡遠山

後出雲守

寛政六寅年閏十月廿三日毒殺人出奔の
邪の長谷川やまちてかたしられ
鬱屈の事なく奉りしに夫よりなを
なを仰出

寛政七卯年三月廿日十人御徒目付ヨリ随

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政五丑年九月十八日

新番御小姓番組
小番佐組番頭大脇主殿

貴家元禄年中書院番長谷川藤兵衛組番頭
御書院番長谷川藤兵衛組番頭水谷

貴家七申年三月廿日大番頭将の時
歩行物頭と勤む
同年四月晦日大御所御逝の時
列して附腹二と称る

寛政六寅年九月廿日

天明八申年十月廿日踏月

行書院番長谷川伊織組番士岡野長平儀時英

但三番方保忠代
小姓組酒井紀伊守士の死

寛政七卯年三月廿日大久保帯刀儀時の時
歩行勤方ニ勤方免
寛政九巳年十月十日武術御免被
仰付ニ付ニ付ニ付
同年九月廿日大目付御役の対ニ付
時賜ニ付

寛政六寅年十月吉日

御書院番長谷川丹後守殿　三番隊　天野勘七郎殿

御徒頭大久保豊前守殿　勘定奉行　豊前守殿

寛政七卯年三月吉日　大久保御持の内
歩行勢ゑのこと勢免
同年四月十日　鉄砲御免　直て猶おこと
猶る

寛政三亥年同四月十日　心形刀流剣術
御免あり

享和二戌年七月十日　那須　仕　御中御ゑ

同年十二月十二日布告ヲ以テ廢止ス

文化十四年十二月十日西城ノ御小納戸

寛政七卯年十月十二日

天明四辰年六月四日濟

御書院番長谷川藤兵衛組三番ノ士屋敷ヲ各ニ利博

段主水

無之儀利啓君代

小普請組番主殿支配

寛政八辰年四月二日中納言殿ノ邸ニ

到リ隅田川ヲ渡ル

寛政十午年九月十日吉宗卿法華ノ邸ニ

到リ吹上ヲ渡ル

寛政十二年九月晦日家治法華ノ邸ニ

到リ隅田川ヲ渡ル

享和二戌年十月十日竜門ノ邸ニ

到ル

寛政八辰年四月高目　乙三郎兼績奏ス
天明七未年六月六日御目　書院番組頭巨勢六左衛門ヲ以テ
御書院番長谷川藤兵衛組　千石　野々山悠右兼儔　改　長庫

寛政十午年九月高目大納言様の射手
列ゝ附候ことゝ為る

文化三寅年三月高目大納言様の射手
列ゝ附候ことゝ為る

文化七午年三月廿七日西城の出堂ヲ以て
大納言様の射手に列ゝ附候ことゝ為る

文化十亥年十月高目山里ヲ以て大納
列ゝて為る

御使の射手列る時肩を脱る

寛政八辰年六月二日

天明八申年二月十日濟

安部伊豆守信要奉承

出雲信濃守口勤之儀之旨

御書院番長谷川豊後守貞

安部越前守忠福

改名

右

寛政八辰年九月十八日

寛政二庚申年十二月廿四日御書院番長谷川丹後守組青山美濃守ニ託

平右衛門忠辰忠成

寛政七卯年二月二日大御所御
逝去ニ付暫免

寛政八辰年三月十日大納言様ノ御
別て内服ニ付

同年十月十日瑞龍院様ノ御つゝ
十七日ニ付て表ニ出ル

寛政九巳年四月十八日大御所ニ
事有て

獨礼之と備る
寛政十未年五月廿六日又手之無業御給
少入獨礼之と備る
寛政十二申年九月十三日一橋の郎卯白
齋藤さんより称名尊於明の十日嘗使に
百きまて 时勝之と備る
同年十月十九日 強射御給有之明の
廿日百きまて 黄金枚二と備る
享和二戌年三月八日又手之無業御給之
入りて 獨礼之と備る
文化元子年五月十九日又手之無業
古給入りて 獨礼之と備る

文化二丑年十二月十四日 強射御給有て
明の十五日百きまて 黄金二枚と備る
文化三寅年五月廿一日又手之無業有て
獨礼之と備る

寛政九巳年十二月廿九日　岩八美稲養子
[illegible]

天明四辰年四月廿日贈
西丸御書院番山田肥後守組　右　小出千之助　美亮
改助右衛門

寛政十亥年二月十九日[illegible]

文化六巳年正月十二日御使番

同年十二月十二日布[illegible]

文化十癸未年七月廿日[illegible]
[illegible]
美冬[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

寛政九巳年十二月九日

久世加賀守殿

寛政七卯年十二月廿日

小笠原信濃守殿　松平右京大夫殿

西尾

御書院番　山田肥後守組　景張　**権太左衛門**　政義

御徒頭

寛政十午年十月廿日　大番頭　滝川播磨守

御徒目付　福田二左衛門

寛政十子年十二月廿日

鬼

中人 阪庵和尚義和長子

中書院黄山田飛騨守組　三嚴　二庵九郎義質

改　山高庵

寛政十未年四月廿九日

異国船追南部飛米ヶ沼長崎江異国人

御書院番山岡肥後守組　三宅伊織　井戸信八郎江異国

寛政十二申年三月十九日

天明七未年十月廿日贈

西丸御書院番永田伊勝組　高岩　河野勝篤通顕

勝篤ヲ通称勝孫兼組

山吉作組　森川徽邦ヲ死

同年同月廿日発ヲ山ヲ中納言殿

育ヲ賜ハルヲ

享和元酉年二月十九日大納言殿ノ射ル

列ヲ叶ハズ二ヲ賜ル

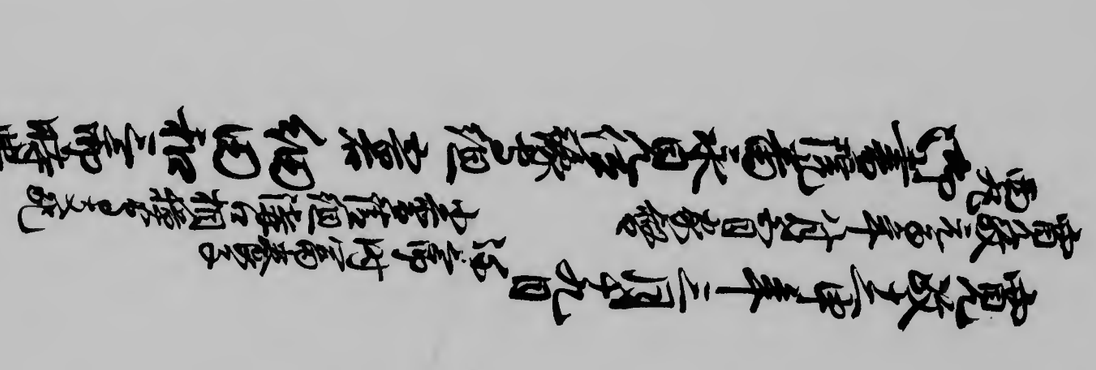

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan